

平成25年12月17日

京 都 市
NTT西日本 京都支店

観光客等帰宅困難者対策に係る観光客避難先における 「災害時優先電話」の指定に関する協定締結式の開催について

京都市(市長:門川 大作)と西日本電信電話株式会社 京都支店(支店長:佐々木 貴朗、以下、「NTT西日本」)では、観光客に特化した全国初の帰宅困難者対策の取組みの一環として、大規模地震などの災害発生時に、京都市に設置する災害対策本部と帰宅困難者となった観光客のため、「観光客緊急避難広場※1」及び「観光客一時滞在施設※2」において非常時の通信を行うための「災害時優先電話」の指定に関する協力について、協定を締結します。

今回の協定は、災害時の避難先における通信を確保するため、本来は、行政・消防・警察などの防災機関等に設置する、災害時においても発信規制を受けにくい「災害時優先電話」を、観光客等帰宅困難者のために緊急避難先(「観光客緊急避難広場」及び「観光客一時滞在施設」)にも特別に設置(利用)できるよう取り交わすものです。

今後は、この協定に基づき、京都市が指定する寺院・神社や旅館・ホテル等の「観光客緊急避難広場」及び「観光客一時滞在施設」に対し、「災害時優先電話」設置に向けた準備を進めて参ります。

- | |
|--|
| ※1 「観光客緊急避難広場」とは：災害直後、観光客の安全を確保するため、一時的な滞留及び災害情報の提供などを行う場所 |
| ※2 「観光客一時滞在施設」とは：「観光客緊急避難広場」で滞留している観光客が休憩・仮眠できる場所 |

1. 協定書締結式の日程等

(1)日 時:平成25年12月20日(金) 13時00分～13時20分まで

(2)場 所:京都市本庁舎第1応接室

(3)出席者

京都市長 門川 大作、京都市 危機管理監 藤原 正行、京都市 観光政策監 村上 圭子、
京都市 都市計画局長 小笠原 憲一 ほか
NTT西日本京都支店 支店長 佐々木 貴朗

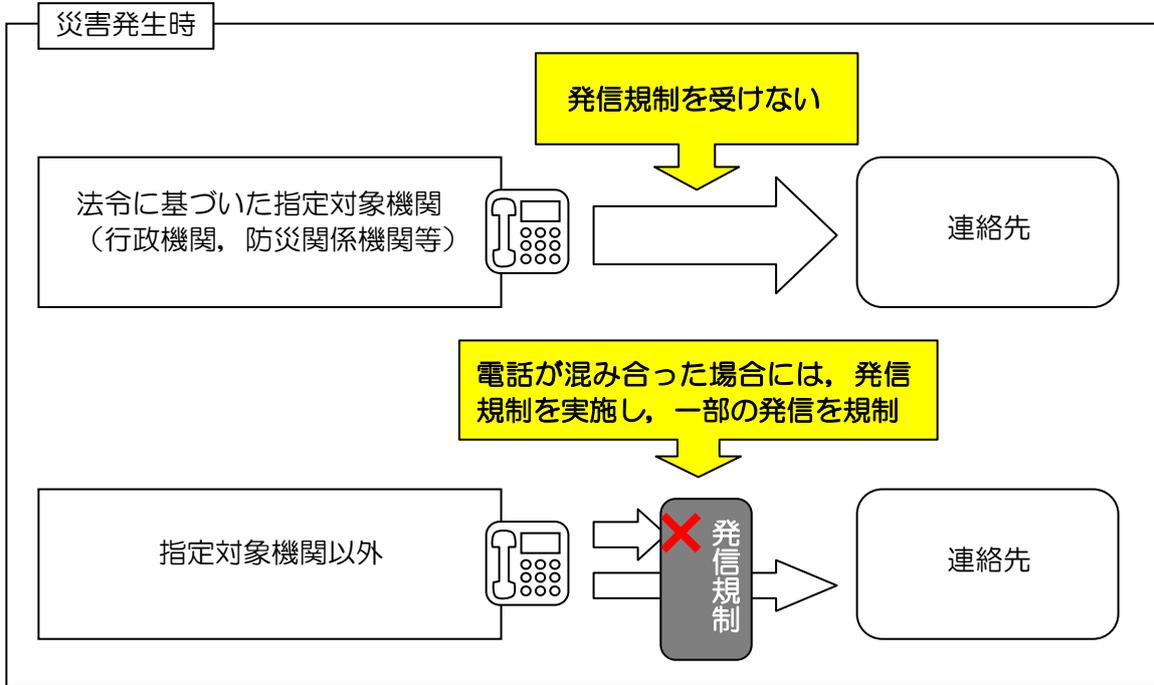
(4)次 第

- ①列席者紹介
- ②協定書締結
- ③市長挨拶
- ④懇談

2 協定締結イメージ等

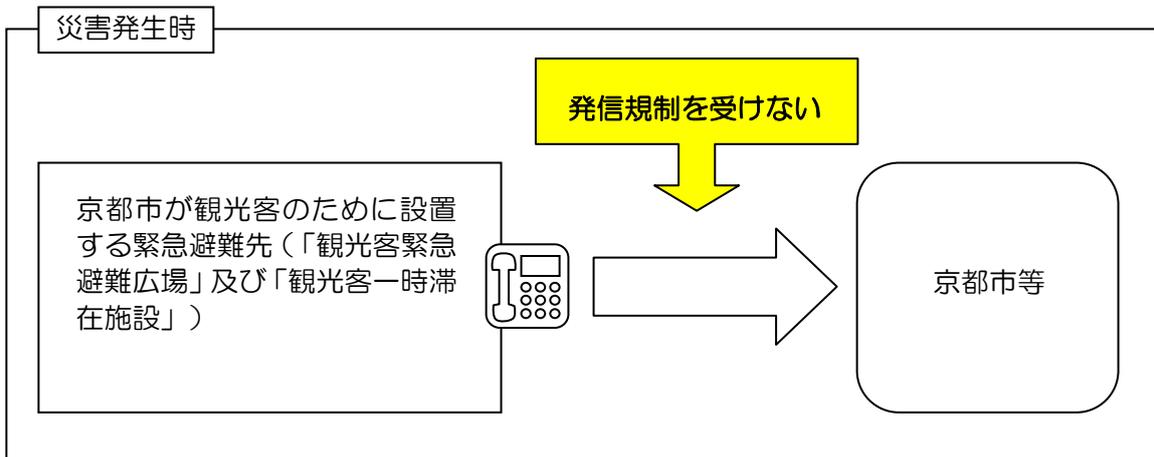
<通常の災害時優先電話の取扱い>

法令で定める指定対象機関（行政機関，防災関係機関等）に限り，発信規制を受けない電話回線として割り当てることができ，緊急時等に優先的に通信回線を使用することができる。



<協定締結による特別措置>

京都市が観光客のために緊急避難先（「観光客緊急避難広場」及び「観光客一時滞在施設」）に特別に災害時優先電話を設置（利用）することができる。



ニュースリリースに記載されている内容は、報道発表時のものです。
最新の情報と内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。